

第1章 本部役員及び常任委員の選出

(役員選出委員会)

第1条 本会規約第13条の本部役員及び常任委員を選出するため役員選出委員会を構成し、毎年10月中に本部役員会で役員選出委員会委員を互選する。

(役員選出委員の選出)

第2条 役員選出委員会の委員は10名とし、本部役員会において次のように選出、構成する。

1. 本部役員より 4名
2. 実行委員会の委員より 3名
3. 校長、教頭、教員より 3名

(役員選出委員会委員長の選出)

第3条 役員選出委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

(役員選出委員会委員長の任務)

第4条 役員選出委員会委員長は、本細則第5条に規定する手続きが滞りなく進むよう、委員会を統括する。

(役員選出委員会の任務)

第5条 役員選出委員会の任務は、次の通りとする。

1. 役員選出委員会は、原則として11月より12月上旬まで本部役員及び常任委員への立候補の受付を行わなければならない。
2. 役員選出委員会は、立候補者数が定数を超えた場合は調整を行って定数内とし、立候補が無いかあるいは定数に満たない場合は、本部役員及び常任委員の定数となる必要人数について会員より選出を行う。
3. 役員選出委員会は、選出された本部役員及び常任委員を総会までにあらかじめ会員に報告しなければならない。

(本部役員及び常任委員の選出)

第6条 前条2.における選出の方法については、本部役員会で決定する。

(選出不調の場合の対処)

第7条 上記第5条、第6条の手続きによっても役員が選出できない場合は、役員選出委員会が調整を行い、当該役員を指名することができる。ただし、指名の場合はあらかじめ被指名者の同意を得なければならない。

(役員選出委員会委員の解任)

第8条 役員選出委員会委員の任期は、その任務が終わった時点で自動的に解任される。

(本部役員の承認)

第9条 本部役員の承認は、毎年4月に開催される定期総会の議決によって行われる。

(本部役員及び常任委員の欠員)

第10条 本部役員及び常任委員に欠員が生じたときは、実行委員会の承認を得て、本部役員及び常任委員を選出することができる。

(学校における常任委員の選出)

第11条 学校は、各常任委員会並びに特別委員会の委員として、それぞれ1名以上の教員を選出しなければならない。

第2章 会計監査委員の選出

(会計監査委員の選出)

第12条 会計監査委員は、常任委員会及び特別委員会の正副委員長の中から互選により2名選出し、会長が任命する。

第3章 改正

第13条 この細則は、実行委員会において構成員の過半数の賛成がなければ改正することができない。改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

第4章 雑則

第14条 本部役員、会計監査委員、常任委員会委員の選出の流れについて、別表に示す。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成31年3月6日から施行する。